



福岡県医第949号(地)

平成23年 7月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

診療報酬等の振込みに係る取扱いについて（お知らせ）

社会保険診療報酬支払基金において、本年4月から開始を予定していた診療報酬等の資金管理業務の一元化につきましては、東日本大震災に伴い、当面、開始時期が延期されていましたが、本年7月から開始する旨、同福岡支部より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本年7月支払分（5月診療分）以降、診療報酬等の振込みは支払基金本部から行われますので、「当座口振込通知書」の発行者名について、別紙のとおり「社会保険診療報酬支払基金」に変更（本年8月送付分以降）されますのでお知らせいたします。

なお、

- 1) 「当座口振込通知書」については、これまでどおり支払基金支部から送付されます。
- 2) 各保険医療機関等には、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より直接通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 30 日

福岡県医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

診療報酬等の振込みに係る取扱いについて（お知らせ）

平素は、支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月から開始を予定していた診療報酬等の資金管理業務の一元化については、東日本大震災に伴い、当面、開始時期を延期していたところですが、実施態勢が整いましたので、本年 7 月から開始することといたしました。

つきましては、本年 7 月支払分（5 月診療分）以降、診療報酬等の振込みを支払基金本部から行いますので、「当座口振込通知書」の発行者名について、別紙のとおり「社会保険診療報酬支払基金」に変更（本年 8 月送付分以降）しますので、お知らせいたします。

なお、「当座口振込通知書」については、これまでどおり支払基金支部から送付することとしています。

おって、各保険医療機関等には、別途連絡いたしますことを念のため申し添えます。



別添 参考資料

事 務 連 絡

平成 23 年 7 月 4 日

保険医療機関・薬局 各位

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

診療報酬等の振込みに係る取扱いについて（お知らせ）

平素は、支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、支払基金では、各支部で行っている診療報酬等の収納・支払に係る資金管理業務を本年 7 月から本部に集約し、一元的に処理することにより業務処理の効率化を図ることとしています。

つきましては、本年 7 月支払分（5 月診療分）以降、診療報酬等の振込みを支払基金本部から行いますので、「当座口振込通知書」の発行者名について、別紙のとおり「社会保険診療報酬支払基金」に変更（本年 8 月送付分以降）しますので、お知らせいたします。

なお、「当座口振込通知書」については、これまでどおり支払基金支部から送付することとしています。

改正後

月分	点数表	医療機関コード	健診等機関コード	当座口振込通知書				被 振 込 銀 行							
								店							
								口座番号							
診療報酬								診療報酬支払確定額				②特定健診・特定保健指導支払確定額合計			
支払区分	算 定 額			再審査等調整額			端数額	医保本人	源泉徴収税額			③出産育児一時金等支払確定額合計			
								医保家族							
								老人保健							
								食事・生活療養							
特定健診・特定保健指導費								出産育児一時金等							
当初請求				補正・過誤・返戻			算定額			過誤					

お受取人

受領者

振込日 平成 年 月 日

上記のとおり貴口座へ振込みましたので通知します。
この通知書は所得税申告の際必要ですから大切に保存ください。

社会保険診療報酬支払基金

（備考）1 医保本人・家族・老人保健及び食事・生活療養欄は、算定額（点数）から再審査等調整額（点数）及び相殺額（点数）を調整した金額です。
2 特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等は、源泉徴収対象外です。
3 支払区分49（臨時老人薬剤費特別給付金）は、源泉徴収対象外です。 ※（差引振込額欄の金額は、電子証明書発行・更新料を控除した金額を表示しています。）
4 支払区分の表示一覧は、裏面に明記しています。

改正前

月分	点数表	医療機関コード	健診等機関コード	当座口振込通知書				被 振 込 銀 行							
								店							
								口座番号							
診療報酬								診療報酬支払確定額				②特定健診・特定保健指導支払確定額合計			
支払区分	算 定 額			再審査等調整額			端数額	医保本人	源泉徴収税額			③出産育児一時金等支払確定額合計			
								医保家族							
								老人保健							
								食事・生活療養							
特定健診・特定保健指導費								出産育児一時金等							
当初請求				補正・過誤・返戻			算定額			過誤					

お受取人

受領者

振込日 平成 年 月 日

上記のとおり貴口座へ振込みましたので通知します。
この通知書は所得税申告の際必要ですから大切に保存ください。

〇〇県 社会保険診療報酬支払基金

（備考）1 医保本人・家族・老人保健及び食事・生活療養欄は、算定額（点数）から再審査等調整額（点数）及び相殺額（点数）を調整した金額です。
2 特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等は、源泉徴収対象外です。
3 支払区分49（臨時老人薬剤費特別給付金）は、源泉徴収対象外です。 ※（差引振込額欄の金額は、電子証明書発行・更新料を控除した金額を表示しています。）
4 支払区分の表示一覧は、裏面に明記しています。